

くみあいニュース

第22号

◆ ご挨拶

春暖の候、組合員の皆様におかれましては、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。日頃は組合事業にご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

事業は概ね順調に進んでおり、令和2年度で地区内の造成工事は概成となり、四郷西山線以北の地区内道路も通行可能となりました。残工事は組合事務所を設置している1号公園や仮設駐車場として利用している街区の造成工事がある程度となり、令和3年度からは換地処分に向けた出来形確認測量や関係各所との協議等、調査設計業務が主となっていきます。

地区内では駅前のマンションも2棟目が完成し、3月から入居が始まっています。戸建とあわせて地区内では新しい住民の皆さんが続々と増えています。今後も様々な建築計画が進められることが予想され、益々活気がでてくることが期待できます。

今年度は前述した換地処分に向けた業務を着実に進めていきます。役員一同、一層気を引き締めて事業を推進していきたいと思っておりますので、引き続きご協力の程、よろしく願いいたします。

理事長 梅村 利幸

今後の予定

4月20日 第126回三役会

4月27日 第82回役員会

7月 第20回総代会（令和2年度の事業報告）

10月 第21回総代会（事業計画変更について）

12月 第22回総代会（換地計画について）



◆ 第18回総代会が開催されました

令和3年1月30日（土）に第18回総代会が開催されました。

議決事項は以下の通りです。

第1号議案

仮換地及び保留地の変更について

第2号議案

評価員の交替について

今回も第17回同様、役員・市役所及び業務代行者の参加を大幅に絞っての開催となりました。



第18回総代会開催風景

◆ 第19回総代会が開催されました

令和3年3月13日（土）に第19回総代会が開催されました。

議決事項は以下の通りです。

第1号議案

権利価額割合について

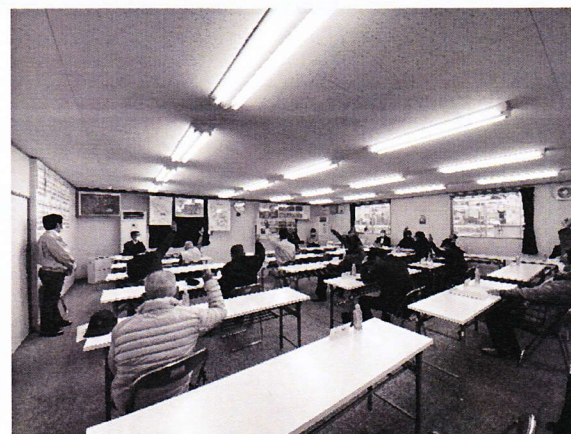
第2号議案

法第95条第1項第一号該当地の清算金について

第3号議案

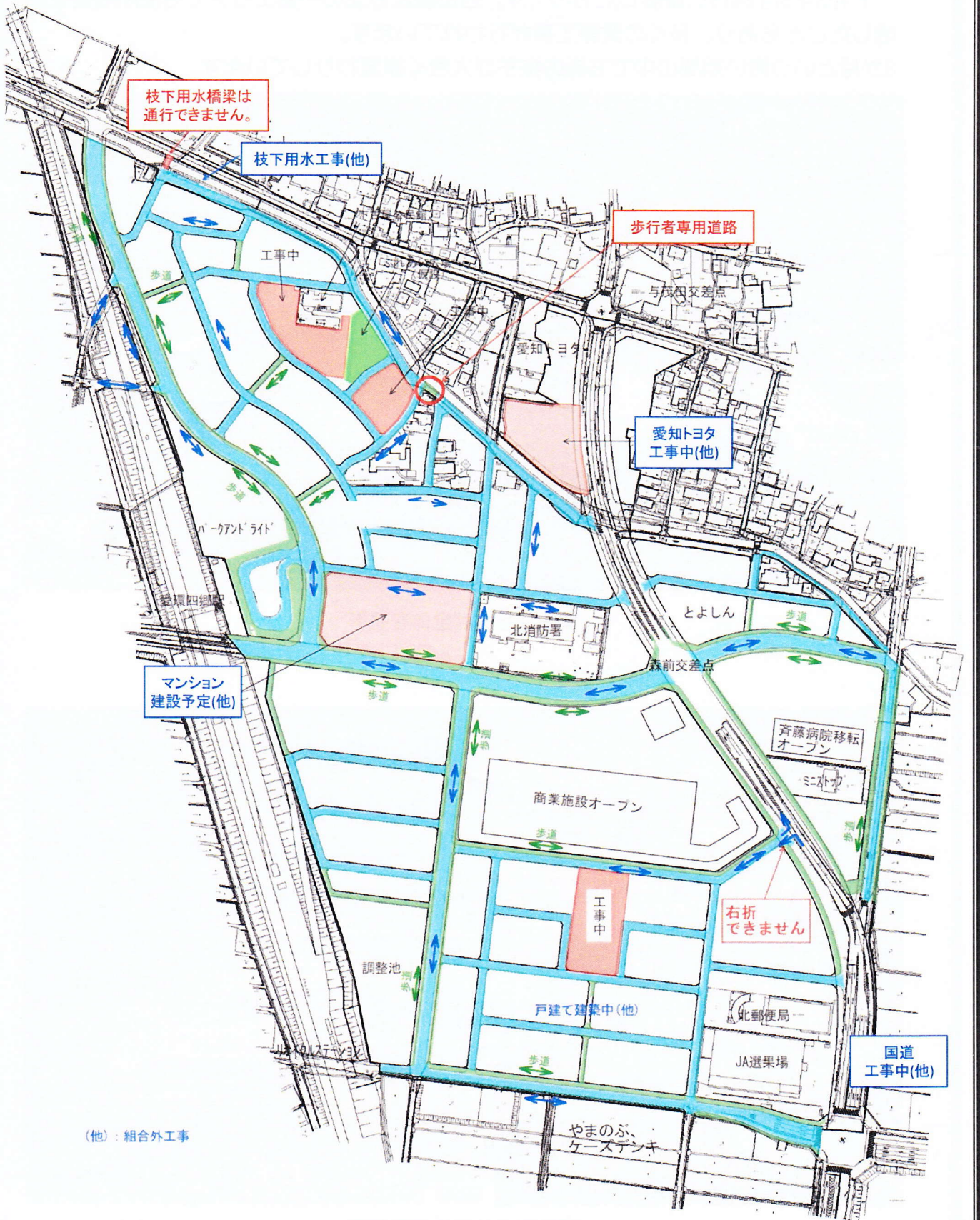
令和3年度予算について

第16回以降、新型コロナウイルス感染症の影響で縮小開催が続いております。一日も早く感染終息となり、通常開催ができるようになることを祈るばかりです。



第19回総代会開催風景

◆ 通行可能な道路のご案内

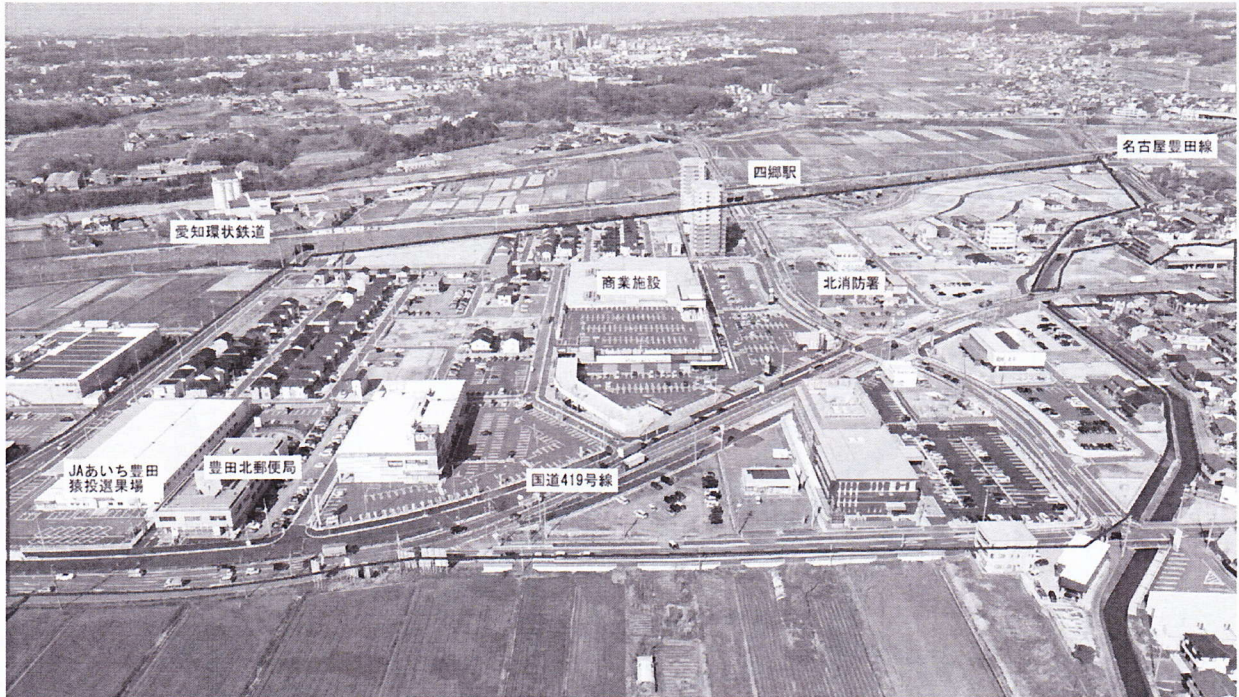


(他) : 組合外工事

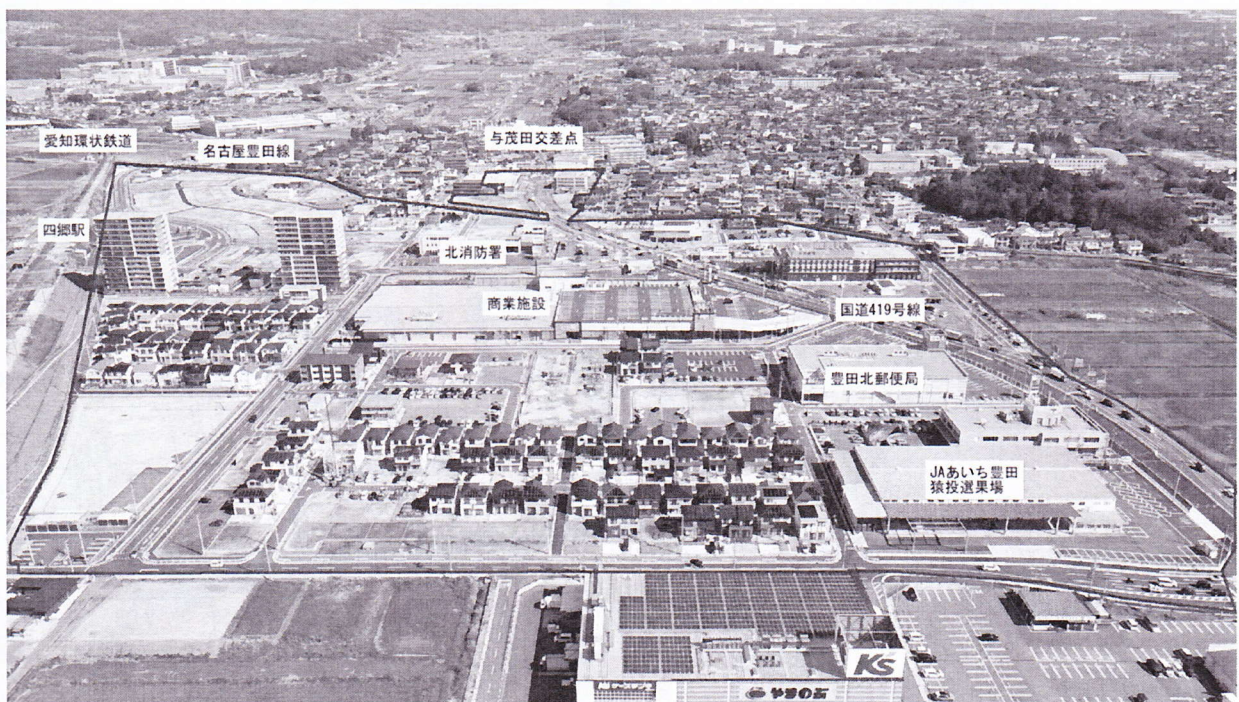
◆ 最新の地区空撮写真

令和3年3月24日に撮影したものです。西山線より北の一部エリアでも使用収益を開始したこともあり、多くの建築工事が行われています。

3か月という短い期間の中でも街の様子が大きく様変わりしています。



東側から地区全体を撮影



南側から地区全体を撮影

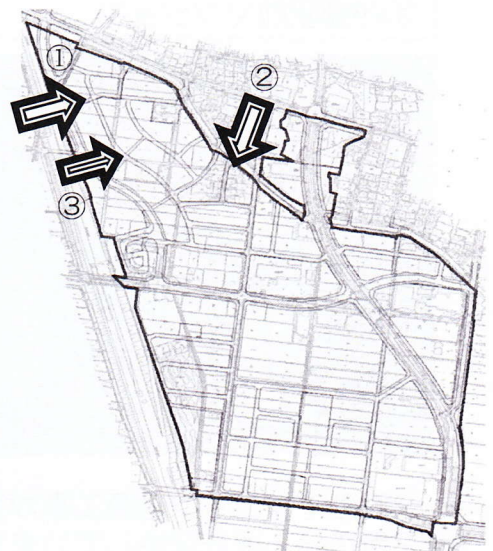
◆ 現在の工事の状況他

① 組合事務所周辺



R3.3撮影

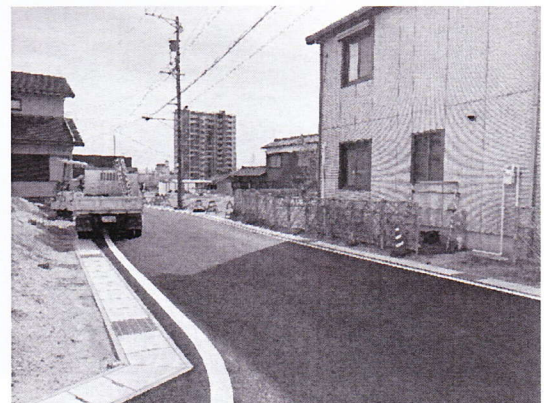
-撮影箇所-



② 区画道路6-10号 舗装完了



R2.12撮影

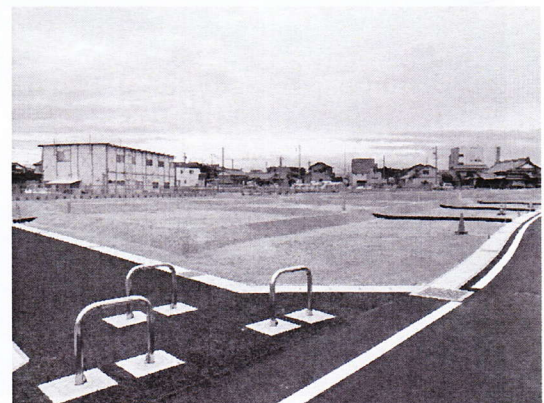


R3.3撮影

③ 6-2街区 整地完了



R2.12撮影



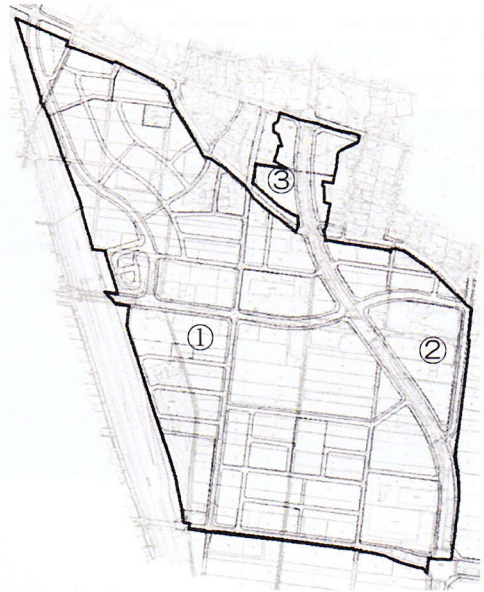
R3.3撮影

◆ 地区内の建築工事について

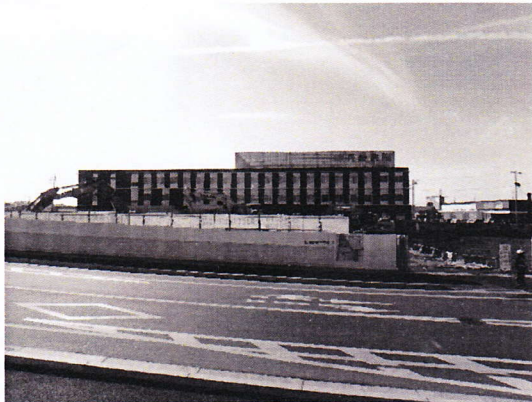
①四郷駅前マンション



2期のマンション建築工事が完了しました。
3月から入居を開始しています。



②斎藤病院



R2.12撮影



R3.3撮影

新病棟北の駐車場が完成し、利用が開始されました。
新病棟西では付属建物の建築が進められています。

③愛知トヨタ旧店舗解体工事



R2.12撮影



R3.3撮影

愛知トヨタの旧店舗の解体が完了し、更地になりました。

◆ 区域の北側の道路が通行可能になります

事業区域の中央部を東西に走る四郷西山線より北側の市道につきましては、この3月の市議会で市道認定等の承認を受けた後、4月1日から通行可能になりました。（右の図面の黄色で着色した道路）

また令和3年度からは豊田市へ管理を移管し、移管後は豊田市が道路を管理することになりました。今回の移管によって区画整理事業によって整備された道路がすべて通行可能となりました。道路規制等へのご協力ありがとうございました。



◆ 建築行為等の制限について

換地処分を行うより以前に、土地の形質の変更もしくは、建築物その他工作物の新築、改装、増築を行い、または移動の容易でない物件の設置、もしくはたい積（5トン以上）を行おうとする場合は、豊田市長の許可を必要としますので、事前に組合事務所へご相談の上、「土地区画整理事業施行地区内建築行為等認可申請書」（土地区画整理法第76条第1項の申請）を提出して下さい。

◆ 地権者の皆様へのお願い

下記に該当するような宅地および建物等に関する権利に異動が生じたときは、組合事務局までお知らせください。

- 地区内土地および建物の権利の異動が生じた場合（例：相続の発生、土地・建物の売買を行った場合など）
- 住所移転や連絡先などに変更が生じた場合（例：引越しなどで転居された場合など）

令和 3年 4月 1日 第22号

発行：豊田四郷駅周辺土地区画整理組合

事務所：住所 〒470-0373 豊田市四郷町六反田82番地

電話 0565-45-6251 FAX0565-45-6252

発行責任者：理事長 梅村 利幸 編集責任者：滝野 真道（事務局長）